

○厚生労働省告示第十号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第十四条第一項の規定に基づき、薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第四百号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十七日

厚生労働大臣 小宮山洋子

表製造販売の承認を要しない医薬品の欄第十九号中「吸水軟膏」を「吸水クリーム」に改め、同欄第二十八号中「サッカリンナトリウム」を「サッカリンナトリウム水和物」に改め、同欄第一百十二号を第一百十五号とし、第六十四号から第一百十一号までを三号ずつ繰り下げ、第六十三号を第六十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十六 トレハロース水和物

表製造販売の承認を要しない医薬品の欄中第六十二号を第六十四号とし、第四十二号から第六十一号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第四十一号中「滅菌精製水」を「滅菌精製水（容器入り）」に改め、同号を同欄第四十三号とし、同欄第四十号を同欄第四十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十二 精製水（容器入り）

表製造販売の承認を要しない医薬品の欄中第三十九号を第四十号とし、第三十五号から第三十八号

までを一号ずつ繰り下げ、同欄第三十四号中「親水軟膏<sup>こう</sup>」を「親水クリーム」に改め、同号を同欄第三十五号とし、同欄第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 注射用水（容器入り）